

勤王の志士「木付義路小傳」

故今 村 孝 次

木付義路、通稱は暢次郎又路雄、字は正甫。天保十一年十二月十八日を以て豊後森に生る。父義愛、次三郎と稱す。同藩士山田友藏次親の三子、出でて大嶋尚白の家を嗣ぎ、大嶋周郁と稱し、侍醫に班す。尚白の実子熙太郎長ずるに及び家を譲りて退隠す。藩侯特命、故木付春碩の後を興し、別に一家を成さしむ。乃ち姓名を改めて木付伯陵、又幽貞と稱す。春碩は木付統直の子統弘五世の孫にして「豊陽志」の著をもつて知らる。醫を以て森藩に筮仕し、享保十二年四月十七日歿す。

寛保元年、大嶋友哲に命じて春碩の後を承け、木付氏を稱せしむ。後、復、命あり、門人清安をして木付氏を嗣がしめ、本姓大嶋に復せしむ。大嶋氏、木付氏と由来本支の關係あり。是を以て義愛をして木付家を再興せしめたるなり。義路は義愛の第二子、六七歳にして藩齋修身舎に入りて読書、習字を学び、十二、三歳藩儒園田朝弼の学半舎に学び、又書法を同藩の加藤茂弘に学ぶ。安政元年、年十五歳、成宣園に入學す。

「入門簿」統篇卷廿九に、

嘉永七甲寅八月十七日、豊後森、木付正甫、木付伯陵倅 十五歳 園田茂三郎とある是なり。長兄木付春潮（義彰）及び同藩山田隼之介は嘉永四年入舎、竹田の久保敬徳、佐伯の楠文蔚等は二年の先輩、長州の大栗源太郎、佐伯の水筑務（後の天放秋月新太郎）は一年の後輩、豊前古城の横井忠直は二年の後輩なり。

但し、ここに先輩後輩と謂へるは、入塾の年次によりて、爾謂ひたるに過ぎず。入塾時の年齢も既往の學歷も人に依りて區々なるは當時の私塾の習にして、楠文蔚は廿五歳、大栗源太郎は廿二歳、横井忠直は十二歳、文蔚の如きは早く佐藤一斎、米良

東嶠等の門に学び、学問、人物既に成熟の域に達し居たりしと見ゆ。されば入塾後の学級の高下は年次の如何に閑せず、所謂、宜園の月旦評によりて左右せられしなり、「義路が天放・古城（忠直）・赤松連城諸人と詩賦唱酬、終生交情を逾へざりしは後更に言及するところあるべし。」茲に一奇とすべきは御許山の義拳を俱にせし、同志、児島長年、矢田弘（後、宏と改む）の二人も前後して宜園に在塾せしことなり。

安政四年丁巳十一月廿三日、西播赤穂、児島参二 歳二十九、劉石秋、

安政七年庚申三月廿一日 豊後別府 矢田弘、矢田淳子十六歳、矢田淳

児島参二は後の児島備後長年にして、明治戊辰、花山院家理卿を義徒の首領に推戴し、三条公との間に斡旋是れ力めしは長年なり。事破るるに及び同志と共に山口の獄に投ぜられ、憂憤病を成して歿せり。劉翥石秋が長年を紹介せしを見れば、宜園入学の前、京都に於て石秋に就て学びたりと見ゆ。明治廿年七月、義路の母を省せんが為西帰するや、路を迂して山口に至り、亡友長年の墳墓を鰲石川東涯荒蕪の中に搜り得、五律一詩を賦して之を憑弔せり。

元是同門友、囹窓冤亦同、好兵非好乱。

憂國不憂身、縲紲辛酸外、死生看護中。

下車立斜日、枯骨泣幽叢。

片桐布山日。一讀不勝悽惋

宜園に在りて学ぶこと三年、安政四年九月、義路十八歳、去りて筑前秋月江藤竹陰の門に醫を学び、それより久留米の玉井忠田、熊本の深水玄門、萩の烏田良岱、臼杵の莊田宗仙等の諸家に就て醫學を専攻し、慶應二年、業成りて帰郷す。

時に内外の形勢切迫し、志士の尊王攘夷を唱へ、幕府を顛覆して、皇政を一新して国威を伸張せんことを謀る者所在に盈つ。義路亦夙に尊皇の大義を覚醒する所あり。帰藩して圖るところありしも、藩情因循事の成し難きを見て、長光太郎・高橋清臣等と気脈を通じ、日田郡代窪田治部右衛門を斬りて、兵を二豊の間に挙げ、九國の義徒を糾合して上國に呼應せんとせし

が、事齟齬して行はれず。

出郷歌

誰道丈夫淚。不灑離別間。高堂人既老。

大厦勢將顛。忠孝敦先取。公私豈兩全。

暗中頻掩泣。矯情辭墓田。

義路は大宰府に三條公に謁し、更に長崎、大村、島原等に往きて準備するところありしが、幕府の追捕急なることを聞き、潜匿して郷に帰る。藩議、幕府の嫌忌に触れんことを恐れ、義路をして脱して長州に投ぜしむ。乃ち名を児嶋菊之助と改め、奇兵隊及び報国隊に加盟す。慶應三年の秋、復潛んで藩地に入り、執政某等と密議するところあり。淹留數日、去りて再び長州に入り、冬、蟬伸太郎と仮名し、潛行京都に入り、薩藩士等の庇護の下に同志と共に九州拳兵の計畫を進め、左近衛中将従三位花山院家理の河内に蟄居せるを擁して首領となし、十二月十日、児島長年、青木猛彦、下村次郎太（御嶽）、山口兵部等と家理を奉じて周防大嶋郡久賀に至る。廿六日、義路等家理の命を銜んで西下す。

今度之一條、帰陣同意之輩江示合、急ニ可ニ相催者也。

十二月二十六日

藤原
家理

山本土佐

速水直太郎江（木付家藏）

當時、義理、仮に花山院家の家司となり、山本土佐と稱せしなり。

京都に於ては、十二月九日、王政復古の大号令下り、朝廷の職制に大變革加へらる。報、久賀に到るや家理は長年を遣して

再び京に入り、三條公に就て西海道都督の朝命を下されんことを請はしむ。聽されず。却て家理に義徒と共に入京して王事に従ふべきの命あり（四年正月六日）。是より先、同志宇佐野次郎、大島捨之助、島田忠作等は長崎に赴いて軍器の購入に奔走し、結城小太郎・本田忠太・松本大五郎等は天草の荘官中村蔵之助（當時秋月五郎と假名す）を嚮導として天草代官所を襲ひ、数人を斬つて八千餘金を奪ひ（三年十二月五日）、一半を小太郎に付して軍器購入の資と爲し、一半を齎して馬関に還る。正月十四日、長藩脱走の浪士三十餘人、豊前長洲より上陸、其の夜四口市陣屋等を鹵掠して、金品、米穀大砲等を奪ひ、御許山に據る。長藩土福原和勝（下関町奉行）藩兵六十餘を率ゐて四日市に入り、義徒の領袖佐田内兵衛（秀）・若月隼人（報國隊士）を招いて兵を罷めて解き散ぜんことを諭す。聽かず。佐田は斬られ、若月は自殺す。廿三日、長藩の兵御許山に逼る。義徒等支へず。御許山陥り、壯圖空しく挫折す。是より先、義路は同志宇佐野次郎・大島捨之助・島田忠作・蜂須新之助等と家理を迎へむが爲に久賀に向ひ、與に俱に室積に至る。廿日、児島長年京都より追及ぶ。其日、午后四時頃、長藩兵、家理の旅館を圍む。從士等短銃を發して之に抗す。藩兵亦銃撃し、義路等傷つき、家理以下皆拉致せらる。當時、家理の所懐を咏じ、義路に示したる和歌あり。

思ひきや又もながらふこの旅か

わが待つものは死出のやまと路

雄圖一蹶、義路等は同志と共に長藩の獄に拘囚されしが、長年は其の年十月獄中に死す。行年四十二歳、後正五位を贈らる。次の詩は義路が身家を忘れて王事に奔勞せし頃の所咏にして、以て其の心情と身況とを見るべき者あり。

狂鷺

冀北生狂鷺。不甘槽檻間。有人放之野。
嘶起涉河山。鷺才追驥足。中道忽躊躇。
長鳴仰天立。頽日照孤墟。跛躄猶千里。

驚、行、豈、可、休。一、朝、飢、不、起。枉、為、束、芻、謀。

重野成齋云。骨格稜々。志概可嘉稱。

而時不免粗俗輕淺病。蓋疲駿之困渴悲鳴不擇聲而然已。槐夏初二。

全

欲追天馬上青天。狂鷲之狂亦可憐。

幾日玄黃意難止。振駿猶立夕陽前。

窮丈夫

夙志憐精衛。遷延送日諸。請看彈鋏意。

不復為車魚。旅愁何以慰。囊底酒錢無。

雙刀如可典。薄辨我行厨。

明治二年九月に至り、釋放せられて森藩に還り、生家において謹慎せしが、三年三月、許可を得て上京し、五月二十八日、京都府史生に任ぜられ、六月廿日、権小属に転じ、聴訟掛を命ぜられ、九月八日、小属に進む。

當時、宜園の同学、古城横井忠直亦京都府に官任す。義路と時に往来して詩酒の飲を共にす。

次韻横古城秋懷作

北斗星光白。風聲夜颯蕭。既聞秦鹿斃。

復見李猫嬌。魯子踏無海。相如題有橋。

秋人多少憾。淮使淚痕消。

是歲、重陽、廣瀬青邨、古城と共に義路の寓を叩く。席上青村、先づ作あり。義路、之に次韻す。

秋屬重陽節。人追故國風。虫聲斷續外。

月影滅明中。情好久而敬。談論和不同。

推敲何費思。上客是吾翁。

古城伝。句々著實。不類次韻。亦可以與原作頡頏矣。

是月、都政局庶務掛に轉じ、西賀茂出張所に勤務す。五年二月、再び断獄課に轉じ、按律課勤務を命ぜらる。十月、十一等出仕に任じ、京都裁判所断刑掛を命ぜらる。十一月、司法権中解部に任ず。

四年六月二十一日には、師青邨に陪し、横井古城と偕に新宮氏の居を訪ひ、其所藏の隱元禪師愛用の巨毫を揮うて各即興の詩を題せり。七月に入りて胞兄木付義彰東都よりの帰途来り訪ふ。

辛未孟秋初二。家兄自東都歸途。過訪旅寓。賦詩記喜。

東來千里策驕驄。邂逅相逢解我愁。
酌到今朝談更熟。梧桐葉落不知秋。

青邨翁日。真摯生姿。

河野小石云。翻案有趣。

十日、宜園の同学赤松連城を其寓に訪ひ、遂に留り宿す。

赤松連城師。自防州至。七月十日往訪。遂宿其寓賦謝。此夜大雨。第五故及。

新雁伝秋信。來從落日邊。細談千萬緒。一別十三年。快向破吾懶。甘醇似子賢。
休言君且去。酣暢人同眠。

大洲鍊然亦方外愛國の人、義路素深交あり。秋鍊然京に在り。義路為に其の所藏の夏山畑雨圖に題し、其還るを以つて三本木清輝樓に離筵を開く。

送鍊然師歸大嶋郡

誰謂人間知已稀。青山到處白雲飛。

數行文翰為送訓。一片精神厭斷機。

騎馬嘗揮法刀利。建言方發道心微。

大鵬應養冲天翼。好向秋風靜裏歸。

五年春、廣瀨林外東京に遊ぶ。義路之を送るの詩あり。

六年十二月七日、兵庫裁判所在勤（擬律掛）を命ぜらる。

七年八月十日、中解部に任じ、断獄課出仕を命ぜらる。

八年四月十四日、權大解部に任じ、断獄課長兼擬律掛を命ぜらる。

五月四日、二等判事補に任ぜらる。

九年一月廿八日、一級判事補に任じ、編集掛兼務を命ぜらる。

十月廿八日、姫路支廳詰を命ぜられ、

十一月廿五日、現職の儘神戸裁判所長代理を命ぜらる。

十年七月廿八日、司法省官制改正の結果、判事に任じ、神戸裁判所在勤刑事兼務を命ぜらる。

十一年七月小暑前一日（六日）。大洲鋳然神戸を過ぐ。俱に專崎樓に遊び、席上詩を賦して之に贈る。

君子固窮豈怨天。勤王況我法所先。

賊焰縱作阿鼻熱。難鎔百鍊精鉄堅。

× × × ×

方外有方能守節。緇衣雖緇不慙雪。

忽有天風捲地來。袞袞無恙脫羅紼。

× 相、思、八、年、夢、裏、情、
× 相、逢、末、語、先、拳、觸、
暑、氣、不、到、海、樓、雨、
對、聽、清、涼、一、夜、靜、
×

是歲八月。有馬温泉に沐浴す。

沿溪而倚嶺。高處又低邊。家屋二三百。聚成小市塵。

古城云。自然有趣。

商、賈、兼、農、圃、
街、頭、不、起、塵、
客、來、皆、自、遠、
亦、復、日、相、親、

又云。可謂仙境。

十三年一月、旨あり全國勅奏任官の寫眞を徵せらる。

明治十三年一月。奉旨進貢。照相。恭賦此詩紀恩。

曾賜御影到臣家。清光映發半天霞。

更徵照相上金殿。殊恩於臣那又加。

微忠夙期涓埃報。精衛填海鼠飲河。

百年縱無詣鳳闕。婦期何敢恨秋瓜。

君不見漢家當年。麟閣土身後之名。

千古誇何如臣身。生前洽皇澤。

春風永享此光華。

廖錫恩云。得體。

×

×

×

奉旨恭賦得湖村秋思。

雨雲、收影夕陽浮。萬頃晴波碧似油。

白髮誰垂東海釣。翠娥或在五湖舟。

一灣楓葉難成夕。半岸蘋花易惹秋。

到處邨家新釀熟。好將徵醉解吾愁。

又云。確是湖邨秋思。不能移掇。

又云。古體近體。各極其妙。拜服拜腹。在貴邦。如此古詩。尤屬罕見。

是月十五日、從七位に敘せらる。

十四年十月十五日、横濱始審裁判所詰、民刑事兼務を命ぜらる。

十五年六月廿一日、正七位に敘せらる。

七月七日、大審院刑事局詰を命ぜらる。

是歲、赤松連城(榕陰)京師より至る。

八月三十日、義路、秋月必山(天放)横井古城と師を迎へて、舟を墨水に泛べ、植半樓に上り、酒問聯句を賦し、又各其韻を疊して五律を作る。

聯句

墨水晴方好。

必山將追赤壁遊。 此日所過茶溪有小赤壁之名

碧蘆涼意滿

榕陰斜日晚光浮。

非有吹論客。

義路何無載月。 舟漁樵皆可樂。

古城霜氣遠橫秋。 必山

西方美人到。 詩酒日敖游。

交久情彌密。 談新興輒浮。

況於今夜月。 又自午時舟。

痛飲動吟思。 夢香洲上秋。

十二月十一日は、先師文玄先生（淡窓）の廿七回忌に當るを以て、適孫貞文（青邨は時に甲府にあり。）祭主となり、長梅外を始め同門の人々相会して祭祀をなす。席上、壁間に掲ぐる處の遺墨中、燻香の二字を韻脚となして詩を賦す。

程門立雪卅年長。 不却心茅欲面牆。

清篋今宵懷往事。 篆烟入我舊衣香。

十六年一月十八日、福井始審裁判所長を命ぜられ、廿九日、同重罪裁判所長を命ぜらる。

十八年八月八日、廣嶋控訴裁判所詰を命ぜられ、同十月卅日、廣嶋重罪裁判所長を命ぜらる。

十九年五月十日、控訴院評定官に任じ、廣嶋控訴院詰を命じ、奏任官三等に敘せらる。

七月八日、從六位に敘せらる。

廿年五月二十七日、勲六等に敘し、単光旭日章を授與せらる。

是歲七月、暇を請うて母氏を郷里に省す。帰途、山口に亡き同志児嶋長年の墓を弔せしことは既に述べたり。

更に久留米に旧友中山杏外を訪うて交を温む。

紅顔分子卅年夢。白髮尋盟半日情。

情長期短君休怪。官暇偷問省所生。

廿三年八月十一日、宮崎始審裁判所長に任ぜられ、尋で九月八日、同重罪裁判所長を命ぜらる。

十月廿二日、宮崎地方裁判所長に補し、奏任官二等に叙せらる。

廿四年六月上旬、宮崎県知事永峰彌吉、初めて任に到る。一日、義路、往訪、刺を通じ、初見の禮を敘す。翌、永峰知事答禮の為に來る。對坐談笑の間、倏ち其曾相識なるを想起し、問うて曰く、君或は往年の高橋良三郎君なる無からんやと。永峰駭いて曰く、君如何して吾前稱を知ると、蓋し、義路の少年、宜園に学ぶや、郡代の主簿高橋某の息良三郎と相識る。某の東都に歸るや、塾生詩を賦して行を送るの事あり。永峰奇遇を喜び、他日、行李を搜つて義路の詩を得、次韻して併せ示す。義路更に疊韻して之に酬ゆ。原作に云ふ。

五十三亭詩幾篇。春光無處不嬋妍。

寇君今日辭官去。誰為吾民借一年。

永峰次韻の詩に云ふ。

愛此宜園送別篇。妙齡詩句有餅妍。

今宵對酌快如夢。再會何圖四十年。

義路の疊韻に云ふ。

青年詩句未成篇。廉和依君好著妍。

夜雨從今相話座。追隨應共樂殘年。

六月廿五日、鹿児島県地方裁判所長に轉ず。

廿五年二月廿七日、正六位に敘せらる。

廿六年六月廿九日、勳五等に敘し、瑞宝章を授與せらる。

廿七年二月、大分地方裁判所長に補せらる。臘月、歸郷、北堂を省す。

家在珠陽一日程。拳鞭先覺馬蹄輕。
午天凍解新泥滑。還恐毀傷勞所生。

世路何邊去問津。旅魂無限委風塵。
膝前知是乾坤別。除夕今宵既有香。

是歲、大分市荷揚町旧府内藩、岡本太夫舊宅を買うて居と為す。(高橋注現在の教育会館)

白雉城頭輝海嘯。于公昔日起高門。

時投車轄遭明府。能薦賈兒開貨源。

春院眠花猫弄蝶。秋筵醉酒露浮樽。

文昌買得江陵宅。不治垣牆胎子孫。

城堞當門々控池。青松夾道自為籬。
夏時清爽薰風起。滿月荷筆追曉披。

明治廿七、八年の役、萬歲樂一篇を賦して威武の惟れ揚るを頌す。

萬歲樂

神后西征迹雖陳。三韓寧謖鬼將軍。

韃兒亦是非我敵。清道宜拜馬蹄塵。

何者狡奴誇虜大。頑抗敢自引天瞋。

黃海渤海一葦耳。洞江鴨水何足恃。

卅萬神兵天外飛。遼東山東立披靡。

獨憐北洋丁水師。彈盡鏖破能知死。

燕京陷落旦可期。朝野震懼無所為。

纔聞客將講和策。百年夢覺恍猶疑。

我且啓之指其掌。使臣來拜神聖慈。

赤馬關頭新條約。劉公島畔舊城郭。

俎豆此時誰塩梅。王佐才智在帷幕。

千才乃止玉帛陳。凱歌高揚龍鳳躍。

君不見日月出處有神州。天孫降臨萬斯秋。

又不見神州士民皆神裔。億兆一心憂國憂。

吁嗟順天則榮逆天滅。覬覦敢許問羸劉。

廿九年秋、肺を病み須磨保養院に痾を養ふ。病牀尚吟哦を絶たず。

× × × ×

青年公子號無冠。曉見金刀橫玉鞍。

湘笛一枝音未絶。梅花吹落海風寒。

× × × ×

蘆荻洲邊湘笛吹。餘音遙落碧陸漪。

垂緇取去試探句。半線斜陽迫水湄。

× × × ×

是より先、明治十四年八月、義路、僚友清岡公張・土居通夫と公暇を利して美濃養老山中に遊び、孝子の故蹟を探り、客舎「豆馬亭」に投宿して一古瓢を得たり。乃ち名づくるに養老を以てし、且暮之を愛撫し、先人の忌辰に會する毎に、酒を盛りて之を奠す。

十九年夏、母氏古稀の壽筵を生家に開くや、亦携へ歸り、壽を北堂に獻ず、當時長兄義彰、養嗣義碩、父子齋を以て桑梓に鳴り、次弟邦彦太藏省に官し、季弟村上義道亦法官たり。三條梨堂公、贈るに壽詞を以てし、長三州亦「古來稀」三字を書して贈る。乃ち之を扇面に複印して遍く當日の賓客に頒てり。當時一家の盛、真に桃李門に滿ち、蕙蘭、蹊に薰ずるの概ありき。義路の病を須磨に養ふや。長句を賦して養老瓢を歌ふ。蓋し深意の存するあるなり。

養老歌

養老之山高不崩。一片白雲護峻嶒。
養老之水流不盡。懸成瀑布更清激。
麓有孤村呼白石。茆屋寥々不盈百。

傳是孝子養老鄉。又聞天皇駐驛迹。

維歲辛巳八月秋。官暇結伴試同遊。

偶有寺僧宿緣在。懇迎吾僧說來由。

昔有賤夫源丞丙。孝順萬古無前輩。

採薪日々代酒錢。一瓢之飲遵親誨。

天感孝德命山神。一帶溪流化甘醇。

老者乃壯病者起。一掬無人不回春。

養老天子何龍得。改元名地行大赦。

君不見古來仙境爭說奇。妄誕終無半錢價。

孝子維孝醴泉靈。宜哉人口久膾炙。

乃涉羊腸沿靈源。還伴猿鳥枕雲根。

千歲樓頭夕陽外。十州山影落一軒。

豆馬亭中燈下酒。座無賓主言笑溫。

清遊盡日油繼晷。消却暑氣歌樂尺。

酣醉一肱情猶牽。夢迷翠烟霏嵐裏。

山靈呼我貽異瓢。容止量大古色饒。

我且受之起三拜。酒醒夢破旭日朝。

瓢兮瓢兮落我手。奇緣實得此嘉偶。

十襲自今傳子孫。養老長酌此瓢酒。

天放曰。奇瓢奇遇。詩亦大奇。讀終浮一大白。

又曰。余與君不相見一年餘矣。頃寄此稿。披而讀之。筆刀雄勁。不似抱痾者言。可見胸中結々有餘地。一啜之蓬累蓋有日矣。
丁酉一月念五。

戸早春村曰。詞源混々。亦如養老水。起結顧應。關鍵縝密。能得古風體。

片桐布山曰。構思管渺。十步九折。愈折而意愈深味愈簡。似讀李太白天姥吟。

義路の須磨に在るや病勢彌留、曠職の毀あらんことを虞れ、辞表を上りて骸骨を云ふ。二十年四月、休職の命あり。

起拜殊恩掃臥牀。松濤和鶴響洋々。

餘慶如許先人賜。好致郵書寄北堂。

順逆境中縦又横。壯年心事一毛輕。

天恩猶祿病餘骨。優假江山風月情。

八月、正五位に陞敘す。是より家居悠悠々痾を養ひ、晴日は小園を逍遙して、竹を洗し、花に澆ぎ、雨日は書を読み、句を敲き、時に碁を闘はず。卅一年十二月廿八日、遂に起たず。享年五十有九。大分萬壽寺塋域に葬る。配山田氏、二男二女を生む。次男夭す。長子綱磨、家を嗣ぐ。(昭一五、九月稿)

あとがき

本稿は、皇紀二六〇〇年に際し、玖珠郡で都史編纂の議がおこり、郡の大先達である今村孝次先生に森藩の勤王について教

えをうけたとき、私が郡史の資料として頂いたものである。しかし折角の原稿が、編集の都合上収録されず、先生に御返却を
と思つている間に先生遂に不帰の客となられた。そのうち私の筐底に埋もれたままとなつており、若しこれが永久に葬り去ら
れるようなことになる、故先生に対して申訳ない結果になると、永く気がかりになつていた。幸いこのたび、本誌掲載が認
められたので、私も先生に対する約束を果たしたことになり、永い間の重荷を降した気持である。ここに今日にいたるまでの経
過をしるし、遺稿を先生の霊前にささげ、おわびにかえる次第である。

(玖珠郡玖珠町森 高橋猪一郎)